

令和5年（行ク）第41号 執行停止申立事件

（本案・令和5年（行ウ）第95号 神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件）

決 定

申 立 人 別紙1 申立人目録のとおり

同代理人弁護士 山 下 幸 夫

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

相 手 方 東 京 都

同代表者知事 小 池 百 合 子

処 分 行 政 庁 東京都知事 小池百合子

同 指 定 代 理 人 榎 本 洋 一

同 小 松 弘 尚

同 鳳 城 和 明

同 柏 木 健 三

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

理 由

第1 申立て

処分行政庁が申立外三井不動産株式会社、同明治神宮、同独立行政法人都市再生機構及び同伊藤忠商事株式会社に対してした令和5年2月17日付けの神宮外苑地区第一種市街地再開発事業（以下「**本件事業**」という。）の施行の認可の効力は、本案判決が確定するまで停止する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、処分行政庁が認可した本件事業について、本件事業の対象地域の南東部にこれと隣接して位置する都営北青山一丁目アパート（以下「**本件アパート**」という。）に居住する住民26名（以下「**本件住民**」という。）を含む、

東京都、神奈川県、千葉県、宮城県、北海道及び京都府の住民ら58名（以下この58名全員を指す時には単に「申立人ら」といい、本件住民を除く申立人らを「本件その他住民」という。）が、①本件事業に「東京都公園まちづくり制度」を適用したことは同制度の趣旨に反しており、その決定過程の審議にも瑕疵がある、②都市計画法12条の5第3項に違反している、③環境影響調査に関する審議が十分ではないとして、本件事業の認可に処分行政庁の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり違法であることを理由にその取消しを求める本案訴訟を提起するとともに、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）25条2項本文に基づき、本件事業の認可の効力の停止を求めた事案である。

2 申立人らの主張は、別紙2「執行停止申立書」、同3「申立書訂正申立書」（令和5年3月9日付け）、同4「申立書訂正申立書」（令和5年3月13日付け）、同5「申立書訂正申立書（2）」、同6「相手方意見書に対する意見書」及び同7「相手方意見書に対する意見書訂正書」にそれぞれ記載のとおりであり、相手方の主張は、別紙8「意見書」に記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 「重大な損害を避けるため緊急の必要」（行訴法25条2項）があるか

(1) 申立人らは、①本件事業については、新宿区による伐採許可がされれば、神宮外苑にある数千本の木が伐採されることとなるところ、樹齢100年以上の歴史的な木であっても一旦伐採されてしまえば回復は困難であり、それに代わる新たな木を植えてもそれが成長するには相当な時間の経過が必要である上、仮に一部移植しても、移植後に枯れずに成長する可能性は必ずしも高くなく、②本件住民は本件事業の工事中及び工事完了後において騒音被害や風量被害を受けることが必須であるところ、①及び②により申立人らの被る不利益は、金銭賠償によって容易には回復し得ないものであると主張する。

(2) この点、樹木が伐採され、又は枯死した場合にそれを回復することが困難であるとの一般論自体は首肯できなくはないが、本件事業について、いかな

る樹木の伐採又は移植が、申立人らとの関係で、いかなる権利を侵害し、いかなる損害を生じさせるのかが不明である（少なくとも、申立人らが所有する樹木が伐採等されるわけではないし、その他申立人らが上記樹木に有するとする権利ないし法的利益の内容は本件記録からは何ら明らかではない。）。
5 そうすると、仮に申立人らが主張するように、新国立競技場建設の際に移植された樹木の多くの生育状態が極めて悪い事実から、樹木の移植による保全が必ずしも容易ではないことが見て取れるとしても、そのことから直ちに、本件事業の施行に伴う樹木の更なる移植によって申立人らに重大な損害が生ずるということはできない。

10 申立人らの主張全体からすると、神宮外苑にある樹木が伐採されることにより、専ら申立人らの景観利益が害され、そのような景観が回復困難となる点を損害と主張しているとも解し得るので、その点について検討しておくとして、確かに、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。もっとも、この景観利益の内容は、景観の性質、態様等によって異なり得るものであるし、社会の変化に伴って変化する可能性のあるものでもあり、現時点においては、私法上の権利と見做すような明確な実体を有するものとは認められず、景観利益を超えて「景観権」という権利性を有するものを認めることはできない。そして、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが
15
20
25 相当である（最高裁平成17年（受）第364号同18年3月30日第一小

法廷判決・民集60巻3号948頁参照)。

これを本件について見ると、まず、本件その他住民については、別紙1申立人目録記載の住所に照らしても、東京都以外の都道府県在住の者が多数含まれている上、東京都の住民であっても、神宮外苑からどの程度の距離に居住しているかの疎明はなく、これらの者らが、本件事業の対象地域に近接する地域内に居住するなどして、神宮外苑の景観の恵沢を日常的に享受していると認めるに足りる疎明はない。また、本件住民についても、実際に本件アパートに住んでいるのか否かを確認し得る疎明資料は提出されていないところであるが、ひとまずその点をおくとしても、本件事業において、神宮外苑の樹木の伐採又は移植が刑罰法規や行政法規の規制に違反するなど、社会的に容認された行為としての相当性を欠く方法等で行われるといった事情についての疎明もない。そうすると、現状では、本件事業によって申立人らの景観利益が違法に侵害され、それによって申立人らが重大な損害を被るとは認め難いものといわざるを得ない。

加えて、本件事業の認可に先立って行われた東京都環境影響評価条例(昭和55年条例第96号)2条3号に規定する事業段階環境影響評価(以下「本件影響評価」という。)によれば、本件事業の工事完了後も緑地の量に大きな変化がないこと(緑の体積は約34万6000 m^3 から約33万1000 m^3 に縮減するが、中央広場の造成等により緑被率は16.0%から19.6%に増加するとされている。360頁の表8.6-37)、植栽樹も存置又は移植によって極力保護し(既存樹木を伐採する場合には、同等の本数を新規に植栽するほか、樹木の移植又は新植に当たっては、植付けに適した時期に留意するとともに、事前に適切な時期に必要な応じて根回しを行うとされている。335頁)、4列のいちよう並木を全て保存する上、同並木東側の緑地(本件アパートの西側に隣接しており、ケヤキやクスノキ等の高木や下草から成り、動植物の注目される種が確認されている。)は引き続き保全

が主張するとおり、本件影響評価は反対意見があったことを踏まえて慎重な審議をされたことがうかがわれるが、最終的には環境影響評価審議会において了承されていることに鑑みても、そうした審議の経緯からその内容に直ちに疑義を差し挟むことができるものでもない。

5 以上からすると、景観利益の観点から本件事業の認可による重大な損害を避けるため緊急の必要性を基礎付ける事実の疎明はないというべきである。

(3) 次に、本件住民についての工事中及び工事完了後の騒音被害及び風量被害についてであるが、本件影響評価においては、騒音（疎乙10の2）及び風量（疎乙10の3）についても評価が行われている。

10 ア まず、工事中における建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の予測については、解体時及び新設時のいずれについても、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年条例第215号）に基づく「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」（解体時85デシベル、新設時80デシベル）及び「指定建設作業に係る振動の勧告基準」（解体時75デシベル、新設時70デシベル）を下回るか満足しており、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音は環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」（昼間70デシベル、夜間65デシベル）を、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動についても上記条例に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」（昼間60ないし65デシベル、夜間55ないし60デシベル）をいずれも下回っている（なお、道路交通騒音については青山通りの1か所で基準を上回っているが、本件事業と関わりなく現況においても基準を上回っており、増加分も1デシベルだけである。）。また、工事の完了後における予測については、関連車両の走行による騒音や振動も、前記工事車両の通行に関する騒音及び振動の基準をいずれも下回るか又は満足している。なお、施設の供用に伴う騒音（建替え後のラグビー場は屋根が掛かるため、神宮球場における野球の

15

20

25

試合やコンサート等のイベントが対象となっている。)についても、環境基本法に基づく「騒音に関する環境基準」の基準(55デシベル)を満足しているが、神宮球場のスタンドの高さ(11m)での騒音レベルは、近傍住宅(現神宮球場からもっとも近いものは約160m離れているが、新球場から最も近いものとの距離は約80mとなる。)において約4デシベル増加して62デシベル程度となると予測されており、施設利用者に対し、夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行う必要性が指摘されている。

以上のように、本件事業の工事中及び工事後の騒音及び振動の予測については、本件影響評価により、いずれも既存の基準を下回るか又は満足する(騒音が基準を上回る一部地域については、現状でも基準を上回っている)ものと評価されており、本件事業の実施及び施設の供用に起因する騒音及び振動により、本件住民が重大な損害を受けるとは認められない。なお、神宮球場のスタンドの高さでの騒音レベルは、近傍住宅において約62デシベルとされているが、これについても、本件影響評価において施設利用者に対する一定の対策の必要性は指摘されているものの、そのことから直ちに本件住民に重大な損害が生ずると認めることはできない。これに対し、申立人らは、本件住民の一部は本件アパートにおけるその居室の地表面からの高さが約11mであり、騒音被害が現状の54デシベルから約8デシベル悪化すると主張するが、仮に申立人らの主張する本件アパート内の居室に係る位置関係が正しいとしても、騒音の悪化のうちおおむね半分は神宮球場の場所が現在の位置よりも南側に移ることによるものであり、本件住民の中にはそれによって騒音のレベルがむしろ低下する者もいることがわかれるところであるし、かかる騒音が常時生ずるわけではないものと予想されることなどを勘案すれば、いずれにせよ、重大な損害とまでは直ちには認め難いものと解さ

れる。

以上から、本件事業（本件事業により完成する施設の供用を含む。）に係る騒音及び振動による重大な損害を避けるための緊急の必要性を基礎付ける事実の疎明はないというべきである。

5 イ 次に風量については、本件影響評価（風洞実験による予測）によれば、計画建築物の工事が完了した時点において、本件アパートの所在する地域
10 の大半が領域A（住宅地相当の風環境であり、年間平均風速が秒速1.2 m以下、日最大平均風速の年平均が同2.9 m以下）、一部地域が領域B（低中層市街地相当の風環境であり、年間平均風速が秒速1.8 m
15 以下、日最大平均風速の年平均が同4.3 m以下）とされており、これは現状とほぼ同様であって、その他の地域についても植栽等による防風対策を講ずることにより風環境が改善され、風量について著しく悪化する
20 といった事情は見出せず、この点についても重大な損害を避けるため緊急の必要性を基礎付ける事実の疎明はないというべきである。

2 以上のおおりに、申立人らが主張しているところは、いずれも本件事業について、申立人らに、その執行による重大な損害を避けるため緊急の必要性がある
25 ことを基礎付けるものとはいえない。そうであるとすると、本件申立ては「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」（行訴法25条2項）に該当するものとはいえないから、その
30 余の点を判断するまでもなく、本件申立ては却下を免れない。よって、主文のおおりに決定する。

令和5年3月31日

25 東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官

岡

田

幸



裁判官

渡

邊

達

之

輔



裁判官

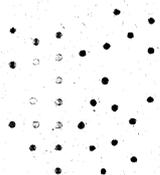
溝

渕

章



5



これは正本である。

令和5年3月31日

東京地方裁判所民事第51部

裁判所書記官 森 島 敬一郎

